

写真展 実施要項

1. 日 時

2025（令和7）年11月8日（土）、9日（日）

2. 会 場

日本青年館ホール（予定）

3. 目 的

青年が、自らの体験や地域社会での活動で得たものを記録し表現した写真作品を展示し、文化の発展に寄与する。

4. 参加資格

- （1）本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督、出品責任者はこの限りではない。
- ①1985（昭和60）年4月2日から2010（平成22）年4月1日までに出生した者。
 - ②原則、2025（令和7）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
 - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
 - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- （2）無資格者の参加は失格とする。
- （3）原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- （4）国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- （5）オーバーエイジ枠（1985（昭和60）年4月1日以前に出生した者）の参加は認めない。ただし共同作品で連名出品の場合は、メンバー数の3分の1以内での参加を認める。
- （6）過去5年のあいだ、全国公募展で入選した作品は出品できない。また、過去に出品した同一作品の再出品は認めない。

5. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。なお、申込書に貼付する写真については原則としてデータで送付すること。

6. 作品の大きさ

- (1) 作品は単写真、組み写真とも可。サイズは、4切りから全紙、またはA4からA3ノビの範囲内とする。ただし、組み写真を1枚でレイアウトする場合は100cm×150cm以内のパネルに構成すること。
- (2) **出品作品は額装またはパネル張り、およびそれに準じるものとする。**

7. 出品点数

出品点数は両部門あわせて1人5点までとする。

8. 出品票

出品作品は所定の出品票を作品の裏に添付すること。組写真の場合は個々の作品に出品票を添付するとともに展示順を明記すること。ただし1枚にレイアウトする場合、出品票は1枚でよい。

9. 出品責任者

- (1) 各都道府県から出品責任者として1人は必ず参加すること。ただし、生活文化展の出品責任者を兼ねてもよい。
- (2) 出品責任者は、送付した荷物の開梱後、出品表並びに出品物・数を確認した上で受付をする。
- (3) 出品責任者は、展覧会終了後、写真展係から一括して出品作品の返却を受けること。

10. 審査会ならびに表彰式・合評会

- (1) 詳細については諸連絡等で連絡する。
- (2) 賞状は最も優れたものに最優秀賞1作品以内、優秀賞2作品以内、佳作3作品以内の各賞に入賞した作品に授与する。楯は最優秀、優秀作品に授与する。メダルは最優秀賞、優秀賞、佳作の展覧者に授与する。
- (3) 出品者が合評会・表彰式を欠席する場合、出品責任者または都道府県選手団窓口の者が必ず出席する。なお、欠席する場合の保険料はかからないものとする。
- (4) 申込終了後、**出品数が8作品以内であった場合、最優秀賞・優秀賞までの表彰**とする。

11. 注意事項

- (1) 肖像権や著作権などに抵触する場合は出品者が了解を得ること。大会主催者はその責任を負わない。
- (2) 公序良俗に反する作品は出品できない。
- (3) 出品作品は、輸送中に破損しないように厳重に荷造りをする。
- (4) 出品作品の輸送中の事故（返却の場合も含む）について大会主催者は責任を負わない。

- (5) 出品責任者は、出品作品の荷解きのための諸工具および荷造りのための材料を各自用意すること。
- (6) 展示場所や方法は、主催者側で定める。
- (7) 舞台発表等、種目の備品や他の道具と、写真展の作品はいっしょに送らないこと。
- (8) 作品返却後の運送業者の手配は、各自で行うこと。
- (9) 作品には上下、左右を明示し、組作品には必ず順番を明記のこと。
- (10) 申込時には出品作品の写真データ（ただし実際に現像して応募する写真の画角と同様のもの）を必ず添付すること。

12. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
 - ①有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
 - ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
 - ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。
- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

13. その他

- (1) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (2) **参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。**
- (3) 参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- (4) 記載のない内容については主催者で判断する。

